國學院大學学術情報リポジトリ

ふいご祭りの伝承とその重層性について：祭日・祭神・供物を中心に

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2023-02-05
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 黒田, 迪子, Kuroda, Michiko
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000092

ふいご祭りの伝承とその重層性について

—祭日・祭神・供物を中心に—

黒田迪子

はじめに—民俗学と比較研究法—

近年の民俗学研究で注目すべき動向の一つは柳田の提唱した比較研究法の活用をめぐる議論である。二〇一四年六月国立歴史民俗博物館が開催したフォーラム「日本各地の盆行事と葬送墓制の最近の変化」も記憶に新しいところである。[1] 戦後の民俗学が否定的に扱ってきた柳田の比較研究法の見直しが始まっているそのきっかけの一つは、二〇〇〇年代初頭のいわゆる岩本・福田論争であった。[2] その議論の中から注目されてきている民俗情報を歴史情報として読み解くという視点と方法、それを柳田や折口[3]の比較研究法の基本的な視点として学び直し、本稿ではその有効性を検証してみることとしたい。調査と分析の対象とするのは鍛冶の伝承、とくにふいご祭りとその祭日と祭神そして供物としてのみかんの伝承などについてである。

1．鍛冶の信仰と先行研究

ふいご祭りは伝統的に鍛冶屋や鋳物師を中心に伝えられてきたものであり、現在も鉄工所をはじめ金属加工業の祭りとして伝承されているものである。たとえば、筆者の調査事例の中で

も、徳島市二軒屋町で平成二〇年（二〇〇八）まで営業をしていた稲田農機具製作所では、毎年旧暦一一月八日にふいご祭りを行ない、みかんを仕事場に供えてお神酒を携えて近くの天目一神社へ参拝している。栃木県の足利鉄工団地組合では、現在も毎年一二月八日あたりに、敷地内に祀っている金山神社の例大祭として鍛錬式を中心としたふいご祭りを行なっている。付近の小学校、工業高校などから見学者が多く訪れてみかんをもらっていく。鍛錬式のあとには関係者を中心とした酒宴が催されている。筆者の所属する國學院大學でも渋谷キャンパスとたまプラーザキャンパスにおいてボイラー室で安全を祈願するふいご祭りが毎年一一月に行なわれている。

これまでの民俗学における野鍛冶の研究として注目されるのは朝岡康二の鍛冶技術についての研究である。朝岡は日本各地の野鍛冶の技術伝承を中心に東南アジアへの視野ももちながら調査研究を行なっているが、歴史的な追跡は少なく、また信仰的な側面についても、「どこでもそうであるが、鞴祭は本来の祭の性格がいまひとつ不分明で、多くはいろいろの神と習合しており、儀礼も少ない」[4]と述べるに止まっている[5]。また、それよりさき佐藤次郎も精力的に日本各地の農鍛冶の技術と伝承を追跡して貴重な情報を収集しているが、体系的な論考としては組み立てられていない[6]。一方、鍛冶の信仰については、早くに柳田國男の「炭焼き小五郎が事」[7]があり、それを受けて石塚尊俊や牛尾三千夫の金屋子神の問題についての研究がある[8]。また、最近の研究としては、稲荷神のほたけを中心としたふいご祭りの来歴についての寺島慶一の研究がある[9]。しかし、実情としての鍛冶の信仰とふいご祭りについてはそれら金屋子神や稲荷神の信仰だけではない。そこで、より広くその伝承情報を収集整理して、ふいご祭りを中心に鍛冶の信仰伝承について考察してみることにしたい。

2．全国比較の視点からみたふいご祭り

（1）概況

ふいご祭りに関するこれまでの日本各地の民俗調査情報をもとに整理してみたのが、**表1**（ふいご祭り一覧表）である。東北の岩手県から九州の宮崎県まで計三七六の事例情報である。自分の直接調査事例はまだ五例程度であり、また地方ごとにこれまでの調査実績の疎密による情報の質と量の偏差も考慮されるが、各地の鍛冶屋そのものが消滅もしくは鉄工関係への職種変更の中にある現状を考えれば、筆者の現地調査とこの**表1**の

情報によってもある程度はふいご祭りの伝承の概況を把握することが可能である。なお、筆者の現地調査事例のそれぞれの個別分析については別稿を用意している。

(2) 祭日

まず、祭日に注目してみる。一一月八日を祭日とする事例が最も多い。明治六年（一八七三）に旧暦から新暦へと変わったのち新暦一一月八日に行なうようになったものも多いが、季節感に合せて月遅れで一二月八日としている例も多い。それは盆行事がやはり季節感に合せて八月一五日の月遅れになっている例が多いように、このふいご祭りも冬至という重要な季節の変わり目に合せて月遅れに設定される例が多かったためと考えられる。また一二月一七日を祭日とするもの（岩手2）もあるが、それは新暦でも旧暦に換算して旧暦一一月八日を忠実に守っている事例と考えられる。この一一月八日を祭日とすることについての伝承には以下のようなものがある。(1)この日ふいごが天から降ってきた（栃木3、埼玉3、埼玉16）。(2)この日追われ人をふいごの中に匿ったことによって鍛冶屋が繁盛するようになった（山口3e）[10]。また、(3)この日を一陽来復の祈願と結びつけている例、たとえば「鍛冶吹革祭、当月御火焚祭は一陽来復の陽気を助け、諸神出雲より帰り給ふ意に依り、他国にては神社は云ふに及ばず、俗家にても祭る事なるを、此国にては中頃より一向宗門徒夥しく、神事は等閑なる風俗となり、御火焚なども総て行はず、只鍛冶のみにて吹革祭と称するなり」（福井5）と述べているものがある。この冬至を過ぎて「一陽来復の陽気を助け」るためという伝承は、柳田國男が旧暦一一月を極陰の月として陽気へと向かう季節であると指摘していることとともに注目される伝承である。柳田は「たとへば霜月の八日は吹革祭として金屋の徒が守つて居たのも、多分は御火焼きとの関係であらうと思ふ。即ちこの月は所謂極陰の陽を発すべき月である故に特に人間の火を以て少しでも早くこれを促さうとする慣習が、期せずして多くの民族の間に始まったのであるが、これも亦希望を与へる満月の夜の祭の、前導であつたとも見られるのである。」とのべている[11]。旧暦一一月八日は火を大切に扱う鍛冶の職人たちにとって冬至の月の上弦の日を節日にしたものと推定されるのである[12]。

(3) 祭神

祭神についての先行研究では前述の石塚尊俊が、荒神、稲荷神、金屋子神の三つの系統があると指摘しているが[13]、今回収集

した事例情報からみると、**表2**（祭日・祭神・供物の変化形とその分布傾向）にみるように、次の五つが主要なものとされていることがわかる。つまり、金屋子、金山、稲荷神、天目一箇神、荒神、という五つの系統である。

金屋子　この金屋子の神は、鳥取県、島根県、広島県など中国地方に濃密な分布を示しており[14]、それ以外では東北、関東、北陸、近畿、九州に少しずつみられる程度である。「かなやこ」「かなやこの神」の文献上の初見は広島県北広島町壬生の井上家文書の中の天文一〇年（一五四一）の「金山の祭文」だとされている[15]。天明四年（一七八四）に伯耆国の下原重仲が著した『鉄山必用記事』[16]にはその名の「金屋子神祭文」が掲載されているが、両者は時代も隔たりしたがって内容も異なっている。前者は中世的で呪術的な内容で、鑪うち・鋳物師・鍛冶のそれぞれの金屋子のわざの成就を祈念する祭文で、金屋子神を金銀銅鉄を従え護る九十九人の姫宮として、姫宮三十三人ずつが高位の仏神の加護により、山に入って鑪を打ち、仮屋を作って鋳物師となり、鍛冶屋を作って鍛冶となり、釼・鉾・太刀・刀を顕わすさまを誦む。ついで、さまざまな祟りをなす式神を打ち返す呪力をもつものとして来臨を請うた金山龍王とその式王子（護法童子）のはたらきをする大小金山太郎に、「生霊・死霊・呪詛・悪念・悪霊の輩なりとも、今日金屋子の丁、秘密の利剣の先にかけ、鬼門の方へ攘いたまへ」と祈念をいたす、という構成をとっている[17]。それに対して、後者は中世以来の陰陽五行の信仰の反映を継承しながらも、近世的な記紀神話の影響を受けて金山彦や天ノ目一箇神が登場している。柳田國男は鍛冶屋は古くは多くが漂泊の生活をしており各地に金とつく地名が多いのは彼らの移動のあとであるとのべている。たとえば、「中国地方の鉄産地に於ては、多くの村に金鋳護又は金屋子といふ祠あり。金屋既に去つて後も、神のみは留まり、此頃の学問ある神官に由つて、金山彦命などと届けられて居るが、人は依然として之をカナイゴサンと称へるのである」といい[18]、金山彦という祭神の名前は神官によって後から付された名だと指摘している。牛尾三千夫も三日鑪という言葉があるように、鍛冶は移動の生活をしていたのだといい、石塚尊俊が金屋子信仰の広まりは出雲能義郡比田村の金屋子神社の神主安部氏の力によるものだが、こうした組織ができる以前には神主よりも村下が力を持っていたと指摘しているのに対して[19]、牛尾は石見地方では、「恐らく比田の社の勧請に非ざる、古く野鑪時代に、既に漂泊の徒のそのゆく先々のタタラ場へ此の神を鎮祭したのでなければ、かゝる多くの金屋子社の鎮座を見なかつたのでは

なかろうか」とのべている。[20] つまり、この金屋子神は鍛冶屋の神としてその固有性が強く認められるわりには、その神社の分布は東北から九州までわずかずつしか点在していないその理由として、柳田や牛尾が指摘しているように鍛冶屋の伝えていたその移動生活の伝統にその理由があると考えられるのである。

金山　この金山の神は関東地方の栃木、茨城、埼玉の各県から中部地方の静岡県まで広く、また奈良県に一例と中国、四国、九州の各地方に少しずつみられる。この金山の神についての各地の情報を整理してみると、A：金山・金神系と、B：金山彦系とがあることが注意される。まず、A：金山・金神系に注目してみる。この神はその数が多く前述のように天文一〇年（一五四一）の「金山の祭文」に「かなやこの神」とともに「金山大郎」の名もみえる。また、高知県下で鍛冶神の降臨や鍛冶の由来を語る祭文類を約二〇点収集した高木啓夫によれば、[21] それら鍛冶関係資料は、a.祈祷太夫の祭文系、b.その祭文に付随する式法類、c.鍛冶工程の技法類、の三者に分類され、そこでは「金山次郎」が登場している。天竺唐土の番権大王を祖とする五人もしくは七人の王子による鍛冶の神々の誕生の物語、日本における鍛冶の由来、諸道具とそれに宿る神仏などについて語る祭文である。その祭文を唱えて鍛冶の神々を招請して呪法を行ない、荒神鎮めや病人に憑いている生霊死霊を追い出し、呪詛や調伏返しの呪法を行なうことなどが書かれており、その呪術を行なう時に、鞴、金床、大槌、小槌などを用いるという。これらによると、金屋子と金山とはほぼ重なる祭神であり、いずれも中世的な陰陽五行の信仰に深くかかわる祭神であったことがわかる。

次に、B：金山彦系に注目してみる。表1の中の事例としては、茨城2、東京10、東京15、新潟7、広島1である。この金山彦神の名は、古事記と日本書紀にみえるが、現代の伝承でみれば、金山彦命を祭神とすることで知られているのは岐阜県の南宮大社（旧称南宮神社）である。[22] 関東地方の金山神社の中心として知られている東京日本橋の金山神社は大正年間の一九二〇年代後半からその美濃の南宮大社の「御分霊」を「奉斎」してきたのちに、昭和二九年（一九五四）に勧請されたものである。[23] 栃木県足利市の足利鉄工業協同組合の金山神社も筆者の調査によれば、大正期に勧請されたものである。京都の刃物神社も南宮大社を信奉しているが、それは昭和四八年（一九七三）に刃物神社奉賛会によって創出された神である。[24] 現在ではこの南宮大社の祭神である金山彦命が鍛冶職や鉄工関係の祭神として広く重視されてきているが、その信仰の歴史はあまり古いも

のとはいえない。なぜなら、美濃国の南宮大社の年中行事として近世以来重要視されてきたのは五月五日の例大祭と、現在では廃れた一一月一五日の常楽会であり、一一月八日の鍛錬式は近世の記録類にはまったくみられないものだからである。[25] 柳田國男も前述のように、「此頃の学問ある神官に由つて、金山彦命などと届けられて居るが、人は依然として之をカナイゴサンと称へるのである」[26]とのべており、明治期以降の神社行政の中で流布していった可能性がある。そうした観点からすれば、**表1**の中の、たとえば広島7などは古くは金屋子の神であったのが新しく金山彦の神へと変えられていった例と考えることができる。[27]

稲荷神　この稲荷神は鍛冶屋の信仰として固有のものというよりは、広く稲作や商業や芸能をはじめ幅広い信仰を集めている神である。しかし、一方では**表1**にみるように、その稲荷神が鍛冶の神として祭られている例が日本各地に多いのが実情である。関東地方と中国四国九州の各地方にみられ、とくに金屋子のみられない京都にも多い。それはなぜか。その歴史を追跡してみる上で、まず注目されるのは、京都の伏見稲荷神社に関連して伝えられている伝承である。それは、鍛冶をはじめとする金属加工技術者の信仰を集めた由来についての伝承である。

図1　ふいご祭りの由来と稲荷神社、その伝承の変遷過程

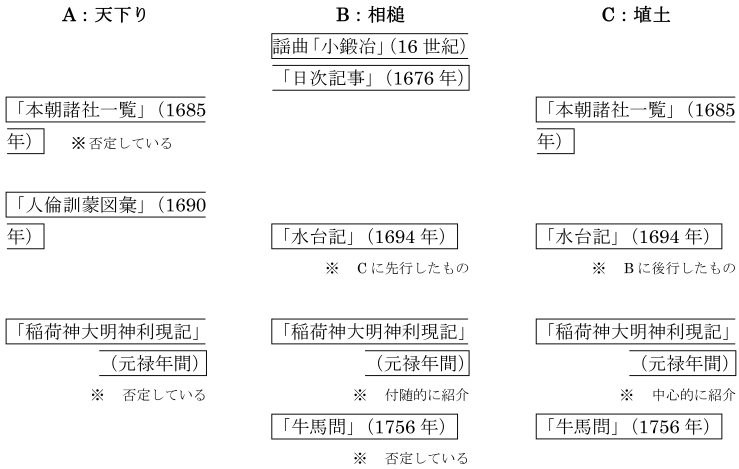

記録史料を整理してみると、**図1**にみるとおりである。

つまり、A：稲荷神が天下った、B：稲荷神が刀剣鍛冶の三条小鍛冶と相槌を打った、C：三条小鍛冶が稲荷神山の埴土を用いた、という三つの伝承である。それが一六〇〇年代後半の時点で併存していたことがわかる。このうち、謡曲「小鍛冶」の存在からすれば、Bが最も古い伝承と位置づけられる。しかし、Aもそれとは別の系統の伝承として古くから存在していた可能性がある。なぜならAの、神が天から降りてきて云々という起源伝承は金屋子神の伝承としても現在各地で語り伝えられているものであり（茨城2、群馬3、埼玉8）、神が天降るという点でそれと共通する伝承だからである。この稲荷神のAの伝承は、一六八五年の「本朝諸社一覧」では俗説として否定されているが、一六九〇年の「人倫訓蒙図彙」では肯定されている。しかし、元禄年間成立の「稲荷神大明神利現記」ではふたたび否定されている。つまり、Aの伝承は一六〇〇年代後半には存在していた古い伝承であったが、稲荷神社の関係者の間では俗説として次第に否定されるようになっていった伝承であったと位置づけられる。それに対して、Bの伝承は、一六〇〇年代後半の記録では最も知られ認められていた通説であった。一方、Cの伝承は、一六八五年の「本朝諸社一覧」から出て来るが、一六九四年の「水台記」では、Bの伝承が主たるものとして位置づけられており、Cは後に行なわれるようになったものと記されている。それが、元禄年間成立の「稲荷神大明神利現記」では、むしろCが中心になり、そしてBが付随的なものとして位置付けられており、Aは強く否定されている。その後、一八世紀半ばの「牛馬問」に至ると、A・B・Cの3つの位置づけに大きな変化が見られる。Aにはまったく触れられなくなり、古くから中心的な位置を占めてきたBが否定されるに至っており、Cが最も有力なものとして位置づけられてきているのである。

これらのことから、次の四点が指摘できる。(1)一六〇〇年代後半には、古くからのBが中心的な起源伝承として語られていた。(2)それとは別に、Aという古い伝承が存在した。(3)しかし、Aという伝承は、その一六〇〇年代後半から次第に俗説として否定されていった。(4)その後、一六〇〇年代末～一七〇〇年代半ばに向かって、Bが主たる伝承であったが、しだいにCが中心的なものへとその位置を変えていった。

また、起源伝承の内容については、次の二点が指摘できる。(1)神が天から降ってきたという起源伝承は、稲荷神のそれと金屋子神のふいご祭りの伝承との両者に共通している。これは鍛

冶屋の神が金屋子神であるとする伝承の中に古くからあったものであり、それが、鍛冶屋の神が稲荷神へと変化した中にあってもそこで一緒に語り伝えられたものである可能性が高い。なぜなら、鍛冶屋の神として本来的な神は金屋子神であり、それが近畿地方や関東地方など地域によっては稲荷神へと変化したと考えられるからである。(2)起源伝承が、Bに代わってCになっていったその背景として考えられるのは、埴土をもらいにくる金属加工技術者と稲荷神山の埴土という現実的で具体的な物質を介在させる信仰が伴っていたからであり、神社の立場からしても信仰者の立場からしてもその伝承の方が有力であったからだと考えられる。

寺島慶一はふいご祭りとお火焼きの習合過程について、『日次紀事』（一六七六年脱稿）の「稲荷神大社火焼（中略）或謂嚢籥祭。知恩寺鎮守元賀茂明神也。三十九世満霊和尚、加稲荷神八幡。故今日有稲荷神明神之火焼」という記事をあげて、ふいご祭りとお火焼きは一七世紀後半には結びついていたことを指摘しているが、[28]その『日次記事』の記事で注意されるのはむしろ、一一月のお火焼の行事は伏見稲荷神に限らず京都の神社ではその他多くの社寺で行なわれており、京都大坂の一一月といえばお火焚きの月ともいうべき月であったということである。その一一月とは極陰の月、冬至の月であり、お火焚き行事の背景としては暦法上の一陽来復の信仰との結びつきが考えられるのである。

天目一箇神　この神はその分布が徳島県や愛媛県また山口県や福岡県に限られている。天目一箇神といえば、日本書紀、播磨国風土記、古語拾遺にその名がみえる神である。かつて加藤玄智は神話分析の視点からこの神をファリックゴッドであると論じた。[29]しかし、柳田國男はそれを否定してこの天目一箇神の信仰の背景にあったのはより広い一つ目の神の信仰であろうと論じている。[30]その柳田の指摘で注目されるのは、「天目一箇神が古今たゞ一柱しかなかつたといふ考は、実は根拠がないから止めなければならぬ」、「新しい社伝には祭神を天目一箇命とある。即ちまた神代史の作金者と同一視せんとする例であって」云々という部分である。祭神を神代史の天目一箇命とするのは新しい社伝によるというのである。

三宝荒神　この三宝荒神は三面六臂または八面六臂の忿怒の形相の神である。真言密教の不動明王にも共通する神として悪の懲罰や厄除けの信仰があるとともに、その一方、火の神、竈の神としての信仰も広い。それがふいご祭りの祭神として岩手、秋田、宮城、福島に集中しているのは、竈の神と火の神と

しての共通性からであろうと考えられるが、ここではその特徴的な分布を指摘しておくに止める。今後の追跡検証を予定している。

(4) 供物

ふいご祭りの供物として特徴的なものは**表1**にみるようにみかんである。ただ古くからたたら製鉄で知られ祭神の金屋子の伝承の本場ともいうべき島根県一帯ではみかんの伝承が希薄であり、前述の『鉄山必用記事』（一七八四）にもみかんの記事はなく鏡餅が供物とされている。

柑橘類の歴史　みかんの歴史をさかのぼる上で参考になるのは『明治前日本農業技術史』[31]などであるが、蜜柑の文字の初見は『尺素往来』に「菓子者、……栗、椎、金柑、蜜柑、橙橘、鬼橘、柑子、温州橘等」とあるものであろうとされており、[32]広く流通するようになるのは江戸時代の一七世紀前半からとされている。安藤精一は「紀州蜜柑が江戸で最初に販売されたのは寛永一一年（一六三四）に水菓子問屋によって蜜柑一籠半が一両で売られたのに始まる」とのべている。[33]しかし、現在のふいご祭りの伝承の中でも蜜柑ではなく柑子を用いている例もあり（徳島1、徳島7、徳島8）、蜜柑という呼称と種類にこだわる必要はない。むしろ、かつては柑子であった可能性もあり、広く柑橘類として考えておくのがよいであろう。柑子が京都の町で商品として売られていた話の一例は室町物語草子「和泉式部」（御伽草子）にもみえる。[34]また、平安時代後期一二世紀の『類聚雑要抄』に載せる宮中の正月の鏡餅など歯固めの供御を盛り付けた食膳の献立の図にも、「置鏡餅上物、杠葉一枚、蘿蔔一株、押鮎一隻、三成橘一枝、但近代二成用之」とあり、[35]当時の宮中では「三成の橘」が正月の鏡餅の上に載せられていたことがわかる。一〇世紀の『和名類聚抄』にも「柑子　加無之」とその名がみえる。また、『古事談』[36]には宮中の紫宸殿の前庭の「左近の桜と右近の橘」はもと梅であったのを仁明朝（八三三―八五〇）に桜へと植え替えられたという伝承が記されている。さらに記紀神話の時代にさかのぼれば、垂仁朝の常世国に遣わされた多遅摩毛理（日本書紀では田道間守）が登岐士玖能迦玖能木実（日本書紀では非時之香菓）を求め得てきた記事がある。古事記が「是れ今の橘なり」と記していることからすれば少なくとも七世紀には橘が栽培されていたことが知られる。万葉集にも、「橘は 実さへ花さへ その葉さへ 枝に霜降れど 弥常葉の樹」と、常葉の樹と詠われている。こうした柑橘類の歴史を概観してみてわかるのは以下の点である。(1)日本古代の七

世紀から柑橘類は不老長寿の果実として、常葉の生命力のある果実としての意味が与えられていた。(2)九世紀半ばまで伝えられていた紫宸殿前庭の「右近の橘」と「左近の梅」という植樹伝承の中には、「天子南面」の都城制下の季節循環の世界観の中で、冬から春への年越し、「冬至の橘（右近・西）」から「新春の梅（左近・東）」へ、という歴代天皇の御代御代の永遠更新への願いが込められていたと考えられる。(3)一二世紀の宮中では、柑橘類は正月行事の献立に加えられていて不老長寿への祈願が込められていた。

ふいご祭りとみかん撒き　ふいご祭りでみかんが用いられている例としては、供物として供えられ関係者に配られるという例が多いが、中には近所の子供たちに撒いてやるという例も少なくない。[37]そして、そのようなみかんを撒くという事例は、江戸時代の記録類にも散見される。みかんを撒く際には子供がはやし言葉を唱えている例が多く、江戸期の随筆類では享保期以降、「ほたけ」とはやしている記事がみられる。[38]その他に「鍛冶屋の貧乏」と囃したてているものもみられるが、[39]それらの記事を読めば、江戸や京都の町方の子どもたちが「鍛冶屋の貧乏」と囃したてるのに対して、鍛冶屋が、うるさい子どもたちに気前よくみかんを撒いている様子がうかがえる。

明治期の記録でも京都の町方でみかん撒きをしているという記述はみられる。[40]しかし、それはあくまで民間でのものであり、伏見稲荷の本社のお火焚きは、それとはまた別の神事祭礼であり、より厳粛に行われていたものと考えられる。[41]京舞の歌詞に、「へげに一様の神楽月ようき日にますしるしとて社社のお火焚き。へ焚け焚けお火焚けの蜜柑饅頭欲しやのうの」とあるのを紹介した記事もあるが、[42]明治期の京都の町方では一一月の諸社のお火焚きの行事の中で子供たちにみかんを振る舞うことがさかんに行なわれていたことがわかる。現代の伝承では東北地方の宮城8で「かんちゃのほたけ」と囃している例があるが、それはいま紹介した近世から近代へと伝えられていた江戸や京都の町方のみかん撒きの囃しに通じるものといえよう。

では、ふいご祭りでなぜみかんが用いられてきているのか。その伝承の理由と背景について追跡してみる。まず、民俗伝承の中でふいご祭りにみかんを用いる理由については大きく分けて二つの系統の伝承がある。(1)みかんの木との結びつきを説くもの、(2)紀伊國屋文左衛門の故事によるとするもの、の二つである。[43]

由来譚1：みかんの木との結びつきを説くもの　みかんを用いる由来についての伝承の第一のタイプはみかんの木との結び

つきを説くものである。そのうちさらに分類してみると以下のとおりである。

a.みかんの木に神が天下った（茨城3、栃木3、群馬3、埼玉3、埼玉8、埼玉16、香川7）

b.ふいごがみかんの木に引っかかった（神奈川2、香川2、大分3）

c.みかんの木の根本にふいごがあった（神奈川3）

これらの伝承は関東地方と四国地方を中心に分布している。また、少し異なったものとして次のような伝承がある。

d.天から降りた神がみかんの木に登って難を逃れた（島根4）

ふいごの神というのは観念的であるが、ふいごが降って来たとするものはイメージの上で具体的である。ふいごといえば現在われわれがすぐに思い浮かべるのは木箱ふいご[44]であるが、古くは皮革を使用したふいごであった。天下るふいごの神と、天から降ってきたふいご、という二つのイメージが語り伝えられているその背景として想定されるのは、木箱ふいごではなく皮革ふいごであろう。では、その二つのふいごの歴史についてはどうか、少し追跡しておくと以下のとおりである。まず、文字史料によれば、皮革ふいごが古くから知られている。『新撰字鏡』（九世紀）には「火を吹く皮」とあり、『延喜式』（一〇世紀）には「鍛冶吹皮料の牛皮十五張」とある。『和名類聚抄』（一〇世紀／九三〇）には鞴の訓を「布岐加波」としている。このように、ふいごはもと動物の皮を大部分に用いたものであったことがわかる。しかし、絵画資料によれば、木箱ふいごしかみられないとされている。[45]『茨柄天神縁起絵巻』（一二～一三世紀）、『松崎天神縁起絵巻』（一二～一三世紀）、『歓喜天霊験絵巻』（一三世紀）、風分庫らしい構造が描かれているものとして『東北院職人尽絵合絵巻』（一四世紀）と『喜多院職人尽絵』（一四世紀）の二つ、『職人尽絵』（一五世紀）、『大山寺縁起絵』（一五世紀）など、いずれもそこに描かれているのは木箱ふいごである。しかし、それらの絵巻物に描かれているのはそれぞれの時代ごとの都市部の最先端の新しい技術であった可能性があり、その一方では、旧来の皮革ふいごがまだ日本各地に残っていた可能性もある。したがって、上記のa. b.のような天からふいごの神やふいごが降ってきたという伝承はやはり皮革ふいごの時代に語り始められた伝承であったと考えるのが自然である。それに対して、c.のようにふいごがみかんの木の根本にあったとするものは、木箱ふいごが降ってきてみかんの木に引っかかることは考えられないというような後世の人の考

えによるものであろうと推定される。また、『鉄山必用記事』や、山口3eのように「追われ人をふいごの中に匿った」とする伝承は、木箱ふいごの時代になってからの伝承と考えることができる。

聖木としての桂の木　みかんの伝承が濃密なふいご祭りであるが、島根県など中国地方の金屋子神祭祀の濃密な地帯では、みかんが用いられていないか、用いられることはあってもそれに付随する伝承は希薄である。一方、金屋子神の神聖な木として信仰されているのは桂の木である。「金屋子神祭文」には、金屋子神が桂の木に降りて来たと書かれている。また尾高邦雄も桂の大木を金屋子と呼んでいる事例の存在を指摘している。[46] 島根県雲南市吉田町菅谷では筆者の実地調査でも実際に桂の木を金屋子と呼んでおり、桂の木は春先に真っ赤な芽を吹くという。たたらの火は3日3晩燃え続けるといい、この桂の木の真っ赤な芽も3日間だけ見ることができるという。それはさながら、炎が燃えているようだという。この桂の木の芽はたたらの火の色を象徴している可能性が考えられる。島根4の事例には、天から降りた神が犬に吠えられてみかんの木に登って難を逃れたというものがあるが、『鉄山必用記事』にも、金屋子神が桂の木に降りて羽を休めていたところ、通りかかった神主安部（ママ）氏が連れていた犬どもが吠えかかったという話が記されている。その一方でまた、犬に吠えかかられて、麻苧に足をからませたという伝承もある。天降った神が犬に吠えられて木に登ったという話の筋の共通性からいえば、桂の木がみかんの木へと要素転換したものと捉えることができるであろう。

由来譚2：紀伊国屋文左衛門の故事によるとするもの　みかんを用いる由来についての伝承の第二のタイプは紀伊国屋文左衛門の故事によるとするものである。福島12、茨城2、栃木1、埼玉1、埼玉8、東京13、三重4、宮崎9、などである。ほかに富山1はみかんではなくおはぎを使っているが、紀文の伝承を伝えている。

紀伊國屋文左衛門の故事を伝える記録類を整理してみたのが、**表3**（紀伊国屋文左衛門関係史料）である。(1)紀文が材木商であったという話題要素は、延享・寛延（一七四四―一七五〇）の「諸聞集」から明治二五年（一八九二）の「紀文大尽」まで長く語られたものである。(2)紀文が金を撒くという要素は、宝暦年間（一七五一―一七六三）の『江戸真砂六十帖』から見られるが、そのほとんどは遊興と結びついている。(3)安永八年（一七七九）の『俳風柳多留』には「紀伊國屋　蜜柑のやうに　金をまき」という川柳が出てくる。この川柳からは、紀

文・みかんで大儲け・小判撒き、という三つの要素を読み取ることができる。その後、文政五年（一八二二）『浮かれ草』の「沖の暗いのに白帆が見える あれは紀伊の国みかん船」という俗謡から、(4)大嵐のなか、みかんを船で運んだという要素、があったと指摘できる。しかし、(5)ふいご祭りという要素が確かに出てくるのは、明治一九年（一八八六）の「名誉長者鑑」からである。(6)紀文の遊興という要素は、延享・寛延（一七四四―一七五〇）から文政元年（一八一八）までの長期にわたってさかんに見られ、その後の明治二三年（一八九〇）にも見られる。(7)紀文が没落するという要素は最初はなかった。それが、延享（一七四四―四八）あたりから明治一一年（一八七八）にかけて見られる。(8)儲けを還元するといった要素は、明治二五年（一八九二）の『紀文大尽』にのみ見られる。

以上のことから、紀文の故事伝承としては、もとは材木商で大儲けをしたという要素が主流であったが、江戸中期にみかんで大儲けをしたという要素が入るようになった、そして明治期になると、みかんがふいご祭りと結びつけられてきた、ということがわかる。つまり、ふいご祭りのみかんについて紀伊國屋文左衛門のみかん運びの故事を用いて説明している伝承は、明治期以降に流布した比較的新しいものであると考えられる。つまり、ふいご祭りにみかんを用いる由来譚として、(1)みかんの木、(2)紀文という二つのタイプがある中で、古い伝承は(1)みかんの木タイプであり、(2)紀文の故事タイプは新しい、と結論づけることができる。そして、(1)も(2)も歴史的な事実を基にしたものではない。紀文の由来譚もふいご祭りにみかんを運んだということを語っているだけであり、なぜみかんを用いるかの説明はなされていない。

みかんの意味　鍛冶のふいご祭りにこのようにみかんがさかんに用いられた背景にあったのは何か。それは、第一には、筆者のまだ少ない調査体験の中からも聞き出されている鍛冶の現場での伝承知（folk-lore）と類似連想（analogy）であろうと考えられる。鉄材に焼きを入れる絶妙のタイミングを知る熟練技の中で伝承されていた色彩の上での類似連想である。みかんの色と、焼きを入れる絶好のタイミングの鉄の温度の色とが同じだというのである。森義一は、「日本刀研究家の成瀬関次も「関の刀匠の家々には、昔は必ず名物蜂屋柿を蜜柑と共に庭園に植ゑたものだと云ふ。柿も蜜柑も其の成果の色合は同じである。唯蜂屋柿に特有な何処となく黒味のある橙黄色が、関の日本刀を焼入れする時の、地鐵の灼熱の色であつて、それが相伝の秘伝の一つであつた云々」と書いてゐる。又肥前の名刀匠忠

吉一派は、蜜柑の色合から焼刃の火色の標準を取ったと云ふ」とのべて、焼きを入れるときの色合いの微妙さと大切さを指摘している。[47] 現在の伝承をみると、徳島を中心にみかんはまさに火の玉だと語られている事例もあり（東京15、徳島2、徳島3、徳島4、徳島5、徳島8、徳島9、徳島10、徳島11、徳島13、徳島16）、それらは鍛冶技術の現場での火の色とみかんの色とを結びつけたものであろうと考えられる。第二には、祭日を霜月八日としてきた伝承や、金屋子神祭文の類にみえる陰陽五行の信仰からうかがえる冬至と一陽来復の信仰にもとづく類似連想である。一般的な、春夏秋冬の四季のめぐりを、春（木）・夏（火）・秋（金）・冬（水）に充てて残った土を土用として四季に一八日ずつ割り当てる暦の方法や、東西南北の四方を東（木・青龍・青色）・南（火・朱雀・赤色）・西（金・白虎・白色）・北（水・玄武・黒色）として四神・四色を配置し、残りの土を中央の皇帝の黄龍・黄金色として全体で五神・五色とする五行思想の世界観の影響によって、太陽の陽気がもっとも弱くなる冬至に神農黄帝を祭る医薬の民俗伝承や、柚子を用いる一般の民俗伝承にも通じるものである。[48] 火を大切にする鍛冶職にとっても冬至と太陽と柑橘類との類似連想は根強いものであったと考えられる。

3. 論点

ふいご祭りとみかんの伝承について本稿で導き出された論点をまとめると、以下の通りである。

(1)祭日は、霜月一一月八日が基本的なものであった。その背景には火を扱う鍛冶職人たちにとって冬至の極陰から再び陽気がよみがえる月の上弦にあわせた一陽来復の信仰があった。旧暦から新暦への変更により月遅れとするなどの変更が行なわれたことが各地の伝承の事例差の背景にあると考えられる。

(2)祭神は、もともと素朴な金属の神であった。金屋子や金山という文字が充てられているが、それらは鍛冶屋の移動生活のゆえに土地ごとの氏神や鎮守として祀られることは少なかった。室町期から江戸期にかけて京都を中心に新たに稲荷神が鍛冶の神として信仰されるようになり、それは霜月の火焚きの習俗と習合して江戸にも及んだ。金山彦神や天目一箇神という記紀神話に登場する神へと読み替えられたのは明治期の神社行政の影響下でのことであった。このような祭神の事例差も鍛冶とふいご祭りの伝承の過程での変遷を示している歴史情報である。

(3)供物で注目されるのはみかんであり、歴史的な深度でみれば

柑子も含めた柑橘類である。記紀神話の伝承から歴史上の紫宸殿前庭の橘梅や宮中正月献立の橘の伝承に至るまで、その背景にあったのは、柑橘類への不老長寿の祈願と意味づけであり、そこには黄金色と栄養素という両面を含めた類似連想的な、極陰の冬至から再び陽気へと向かう一陽来復への信仰があったものと考えられる。

(4)鍛冶のふいご祭りにおいてその柑橘類がさかんに用いられた背景にあったのは、第一には、技術伝承の現場での伝承知と類似連想である。鉄材に焼きを入れる絶妙のタイミングを知る熟練技の中で伝承されていた色彩の上での類似連想である。第二には、火を大切にする鍛冶職にも陰陽五行の信仰の影響が大であり、とくに太陽の陽気がもっとも弱くなる冬至に柚子などの柑橘類を用いてきた一般の民俗伝承にも通じる太陽の色彩への類似連想がある。

(5)ふいご祭りにおけるみかんの由来譚として古いのはみかんの木へふいごやふいごの神が天下ったというもので、それは皮革ふいごの時代からの伝承と考えられる。紀文の故事を語るのは幕末明治期以降のものである。一方、島根県など中国地方の金屋子神の伝承地域では黄金色の果実と緑色の葉のみかんの木ではなく、春先に真っ赤な芽を吹く桂の木が神聖な木とされており、もう一つ別の独自の由来譚があったことが知られる。

(6)ふいご祭りの、祭日・祭神・供物、はそれぞれ別々の伝承ではなく、その基本はたがいに有機的な連関の中にある。それは鍛冶職の技能と信仰に通貫するものであり、類似連想にもとづく「冬至・一陽来復 — 火と鉄への祈祭 — 柑橘・桂」という連関である。鉄を原料資材とする職種における、太陽の季節循環と火炎と鉄材と植物をめぐる連想にもとづく三者連関である。

(7)民俗の変遷論の視点からいえば、(1)・(2)・(5)が注目され、そこには伝承過程における変遷によって形成された民俗伝承の重層性を見出すことができる。また、民俗の伝承論の視点からいえば、(3)・(4)・(6)が注目され、そこには歴史的に長い伝承を支え続けてきている基本的な関係性を見出すことができる。

注

(1)歴博映像フォーラム九「日本各地の盆行事と葬送墓制の最近の変化」趣旨説明「盆行事の民俗史／火葬化の現在史」二〇一四・六・二一、関沢まゆみ・国立歴史民俗博物館編『盆行事と葬送墓制』吉川弘文館、二〇一五

(2)岩本通弥「「節用禍」としての民俗学」(『柳田國男全集月報』一七、一九九九)、岩本通弥「『家』族の過去・現在・未来」(『日本民俗学』二三二、二〇〇二)、福田アジオ「誤読しているのは誰か」(『日本民俗学』二三四、二〇〇三)、岩本通弥「戦後民俗学の認識論的変質と基層文化論—柳田葬制論の解釈を事例として」(『国立歴史民俗博物館

研究報告』第・集二〇〇六、関沢まゆみ「「戦後民俗学の認識論批判」と比較研究法の可能性」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第一七八集二〇一三、参照のこと。

（3）柳田の提唱した比較研究法に対する折口の深い理解は、「民俗学学習の基礎」（『折口信夫全集』一六、中央公論社、一九五六（初出は昭和四（一九二九）年の國學院大學郷土研究会での講演筆記））、「民俗研究の意義」（『折口信夫全集』一六、中央公論社、一九五六（初出は昭和一〇年（一九三五）の日本民俗協会第一回例会における講演の筆記））、「生活の古典としての民俗」（『折口信夫全集』一六、中央公論社、一九五六（初出は『古典風俗』第一巻第一号、一九三四））などによっても明らかである。

（4）朝岡康二『鉄製農具と鍛冶の研究』法政大学出版局、一九八六

（5）沖縄のふいご祭りについては、朝岡康二『日本の鉄器文化—鍛冶屋の比較研究』（慶友社、一九九三）や、森栗茂一「伝播技術独占の結果としての伝承—沖縄の奥間鍛冶屋伝承と鞴祭」（『日本民俗学』一五四、日本民俗学会、一九八四）がある。

（6）佐藤次郎『鍬と農鍛冶』クオリ、一九七九

（7）柳田國男「炭焼き小五郎が事」（初出：『海南小記』大岡山書店、一九二五）『定本柳田國男集』筑摩書房、一九六二

（8）石塚尊俊「金屋子神の研究—特に鑪を中心に」『國學院雑誌』四七巻一〇号、一九四一、牛尾三千夫「金屋神の信仰—伯備線以西の地方をその資料として」『國學院雑誌』四七巻一〇号、一九四一

（9）寺島慶一「ふいご祭りの来歴小考」『ふぇらむ』六号、二〇〇一

（10）『鉄山必用記事』（『日本庶民生活史料集成』一〇、三一書房、一九七〇所収）にも同様の記述がある。

（11）柳田國男「民間暦小考」（初出：『北安曇郡郷土誌年中行事編』一九三一）『定本柳田國男集』一三、筑摩書房、一九六九

（12）一二月八日を祭日とする伝承の多くは新暦採用にともなうものであり、もともと旧暦一二月八日のコト八日の行事とは別のものでありながら、一部でそのコト八日の行事と重なって理解されるようになっている例（石川1，2a、福井3、など）もあると考えられる。したがって三田村桂子「第五章　鍛冶・製鉄をめぐって」（『川口鋳物の技術と伝承』聖学院大学出版会、一九九八）の所説は認めがたい。

（13）石塚尊俊「たたら師と鍛冶屋」和歌森太郎『経済伝承』朝倉書店、一九七六

（14）中国地方に多い理由は、古代中世近世と砂鉄の産地であり、鑪製鉄がさかんに行なわれた地域であったからと考えられる。

（15）岩田勝『中国地方神楽祭文集』三弥井書店、一九九〇。この文書は前欠のため表題は不明であるが、記事の内容から編者の岩田が仮に「金山の祭文」と名づけたものである。

（16）『鉄山秘書』とも言われるが、これを鉄山経営の古典として『日本科学古典全書』第一〇巻に収めた三枝博音は「秘書」という表現は避けるべきだとしている。『日本庶民生活史料集成』一〇、三一書房、一九七〇所収。

（17）岩田勝『中国地方神楽祭文集』前掲注（15）

（18）柳田國男「炭焼き小五郎が事」前掲注（7）

（19）石塚尊俊「金屋子神の研究—特に鑪を中心に—」前掲注（13）

（20）牛尾三千夫「金屋神の信仰—伯備線以西の地方をその資料として」前掲注（8）

（21）高木啓夫「金山・鍛冶神の系譜—土佐天神鍛冶祭文と備前福岡鍛冶と—」『土佐民俗』五三号、一九八九

（22）『延喜式』「神名帳」には美濃国不波郡に名神大社として「仲山金山彦神社」がみえ、六国史では「仲山金山彦大神」などとある。秋元信英「近世南宮神社氏社僧考」『神道宗教四七』神道学会、一九六七参照。

（23）河島一仁「京都・刃物神社と南宮大社の信仰圏—東京・金山神社との比較もまじえて」『日本地理学会予稿集』四九号

(24) 河島一仁「京都・刃物神社と南宮大社の信仰圏—東京・金山神社との比較もまじえて」前掲注（23）
(25) 垂井町史編さん委員会『垂井町史』通史編、岐阜県不破郡垂井町役場、一九六九
(26) 柳田國男「炭焼き小五郎が事」前掲注（7）
(27) また、国文学研究資料館史料館編『社寺明細帳の成立』名著出版、二〇〇四に収録されている長野県北安曇郡諸村役場文書の史料（仮）『本県郡衙進達留』でも、南宮大社という社名で金山彦命を祀っている記載がある。
(28) 寺島慶一「ふいご祭りの来歴小考」前掲注（9）
(29) 加藤玄智「天目一箇神に関する研究」『民族』三巻一号、一九二七。また日本だけでなくアフリカなど世界各地の不具の神としての鍛冶伝承について紹介した文化人類学の田村克己「天目一箇神」（『講座　日本文学　神話下』至文堂、一九七七）もあるが、それは表1にみるような現実の日本の民俗伝承の実態からは乖離した解説となっている。その後の田村克己「二　鉄の民俗」（『日本民俗文化大系　第三巻　稲と鉄—さまざまな王権の基盤—』小学館、一九八三）も、『鉄山秘書』の記事を参考にしながら新たな叙述も行なわれているが内容的には前稿と重複している。
(30) 柳田國男「一つ目小僧その他」前掲注（7）（『定本柳田國男集』五巻、一四六—一四七頁、一六一—一六二頁）
(31) 日本学士院日本科学史研究会編『明治前日本農業技術史』日本学術振興会、一九六四（新訂版一九八〇）
(32) 倉治彦他『事物起源辞典』衣食住編、東京堂出版、一九七〇
(33) 安藤精一「紀州蜜柑」（『日本歴史』二九六号、一九七三）、また、江戸のみかんについては、塚本学「江戸のみかん—明るい近世像—」（『国立歴史民俗博物館研究報告』第四集、一九八四）もある。
(34) 大島建彦「近親相姦の説話」『道祖神と地蔵』三弥井書店、一九九二
(35) 川本重雄によるとこれは保延七年（一一四一）正月の崇徳天皇の御所での供御だという。川本重雄・小泉和子『類聚雑要抄指図巻』中央公論美術出版、一九九八
(36) 源顕兼編『古事談』一二一二—一二一五成立
(37) 具体的な事例としては、埼玉3、東京1、7b、13、14、神奈川1、三重5、島根1、広島3b、5、8、徳島4、8、愛媛2a、高知6、熊本3、大分2
(38) 『続・江戸砂子温故名跡誌』巻一（享保二〇年・一七三五）、『江戸惣鹿子名所大全』（寛延四年・一七五一）、『増補　江都年中行事』（享和三年・一八〇三）『筆満可勢』（天保六年・一八三五）など
(39) 『享保延享江府風俗志』（寛政二年・一七九二）、『ひともと草』（寛政一一年・一七九九）、『絵本江戸風俗往来』（明治三八年・一九〇五）
(40) 「御火焼」『懸葵』懸葵発行所、一九〇九
(41) 吉井勇『短歌歳時記』大日本出版配給株式会社、一九四二
(42) 吉井勇他『京都歳時記』修道社、一九六一
(43) それ以外に少数ながらあるのは、ふいごとみかんが類似しているとするもの（茨城2、群馬2）、みかんは神様の好物だとするもの（高知5）、魔払いのために用いるとするもの（熊本3）などである。
(44) ふいごといえば多くは木製の箱型ふいごのことを指すが、ここでは材質や形状に注意したいため、「箱型ふいご」と「皮革ふいご」という名称を用いる。
(45) 今井泰男「鞴（ふいご）」『講座・日本技術の社会史』五、日本評論社、一九八三
(46) 尾高邦雄「職業と生活共同態—出雲地方の鉄山について—」『職業と近代社会』要書房、一九四八
(47) 森義一「濃州関鍛冶のお火焼祭」『ひだびと』一〇巻一二号、飛騨考古土俗学会、一九四二
(48) 小川直之『日本の歳時伝承』アーツアンドクラフツ、二〇一四

【表1】ふいご祭り一覧表

都府県	番号	伝承地	祭日	祭神	供物	出典
岩手	1	金ケ崎町	11／28	三宝荒神	—	1
	2	宮古市箱石	12／17	金神	—	2
	3	盛岡市	12／8	—	—	3
宮城	1	角田町	10／8	—	—	4
	2	仙台市	11／8	荒神	—	5
	3	蔵王町	10／8	不動尊、古峯神社	—	6
	4	気仙沼市	11／8	—	—	7
	5	大河原町	11／8	稲荷	—	8
	6	多賀城市	11／15	三宝荒神	—	9
	7	気仙沼市	11／8	—	—	10
	8	県下	11／8	—	蜜柑（配）	11
	9	石巻市井内	12／23	山の神	—	12
	10	登米町寺池金谷	旧11／19	三宝荒神	—	12
	11	山元町大字横山	11／8	三宝荒神	小豆系、餅	12
	12	七ヶ宿町	11／8	三宝荒神	—	12
	13	南方町新高石	11／8	三宝荒神	餅	12
	14	桃生町寺崎字松木畑	旧11／1	三宝荒神	—	12
	15	歌津町字伊里前	12／8	—	—	12
	16	新田町字穴畑	11／8	—	—	12
秋田	17	東和町米川字町	11／8	不動明王、農の神、金屋子	—	12
	18	牡鹿町大字鮫浦	11／8	—	小豆系	12
	19	仙台市若林区御町	11／8	ふいごの神、三宝荒神、金神	—	12
	1	湯沢市松岡字八幡林	旧11／8→新11／8	三宝荒神	餅	13
	2	秋田市湯沢市清水町	旧11／8	三宝荒神	蜜柑（供）	13
	3	比内町扇田字白砂	旧11／8	金神	—	13
	4	五城目町字上町	—	金神	—	13
	5	秋田市土崎湊中央	11／8	—	—	13
	6a	田沢湖町小松字城廻	12／12	—	—	13
	6b	田沢湖町小松字城廻	12／8	—	—	13
	7	雄物川町大字大沢	12／17	—	—	13
	8	大森町字大森	11／8	—	—	13
福島	1	浪江市	11／8	—	—	14
	2	川内村	11／8	—	蜜柑（配）	15
	3	梁川町	旧11／8	三宝荒神、不動	—	16
	4	富岡町	11／8	—	小豆系	17
	5	桑折町	旧11／8	三宝荒神、本町鍛冶祖神、金屋子	蜜柑（供）	18
	6	船引町	旧11／8	—	小豆系	19
	7	西郷地方	1、3、4、11／8	—	—	20
	8	郡山市	11／8	—	餅	21
	9	郡山市	11／15	—	—	21
	10	相馬市	11月だか12月	荒神、妙見	—	22
	11	相馬市	11／8	—	小豆系	22
	12	相馬市	旧11／8	荒神（三宝荒神）	蜜柑、小豆系	22
	13	塩川町	旧11／8	—	—	23
	14	若松市	11月	—	—	24

| | | |

| | | |

| | | |

| | | |

			島根																						広島		岡山
6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	1	2	3	4	5	6	1	2	1
倉吉市鍛冶町	日南町福塚	国府町山崎	岩美町岩井	河原町河原	若桜町糸白見	用瀬町金屋	倉吉市東町	倉吉市鍛冶町	倉吉市鍛冶町	倉吉町鍛冶町	境港市外江町	淀江町淀江	淀江町今津	日南町福塚	出雲市	邑智町	頓原町	江津市	頓原町大字頓原	松江市栄町	新市町	上下町	新見町
旧11／8	11月	―	旧11／8	11／8	旧11／8	11／8	―	旧11／8	11／8	旧11／8	11月	―	12／8	旧11／8	11／8	11／8	11／8	旧11／8	11／8	5／1、11／1	12／8	11／8	11／8
金屋子	金屋子	火の神	―	稲荷	金屋子	―	金屋子	金屋子	八幡神社、金屋子	金屋子	火の神	―	金屋子さん（火の神・たらの神）	金屋子	金屋子	金屋子	金屋子	―	金屋子	乃白神社にある金屋子神と鋳物の神	―	―	―
―	―	―	蜜柑（供）、小豆系	蜜柑（供）	―	―	―	―	―	―	蜜柑（供）、餅	―	―	―	蜜柑（撒）	―	―	―	―	―	―	―	―
127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	127	128	129	130	131	132	132	134	135	133

																											山口
3a	3b	4	5	6	7	8	9	11	12	13	14	15	16	17	18	1	2	3a	3b	3c	3d
千代田町	千代田町	原村	県下	海田町	高野町	福山市	蒲刈町	大竹市	大柿町	大柿町	呉市	倉橋町	広島倉橋町	八千代町	甲田町	阿東町	福栄村	県下	県下	県下	県下
12／8	12／8	11／8	11／8	旧11月吉日	旧11／8	11／8	12／7	12／8	旧11／8	―	11／8	旧11／8	旧12／8	11／14	12／9	11／8	11月	12／7、8	12／8→節分のお日待ちの日	1／8	12／7、8
カナイグ（ふいご）	カナイグ	―	―	―	金子神金山彦、金山姫	―	ふいごの神（聖徳太子）	稲荷	―	―	氏神	山の神	―	―	―	稲荷	稲荷	火之迦具土、天目一筒、金山の三柱か一柱	歳越	―	火之迦具土、天目一筒、金山の三柱か一柱
―	蜜柑（撒）	―	蜜柑（撒）	―	―	蜜柑（撒）	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―	蜜柑	―	―	―
136	136	137	138	139	140	141	142	143	143	143	143	143	143	143	143	144	145	146	146	146	146

| | | |

| | | |

宮崎	1	北川町	旧11／8	きつね	蜜柑（供）、餅	218
	2	五ヶ瀬町大字桑野字小半田	旧11／8	ふいごさま	蜜柑（供）、餅	219
	3	日向市富高中原	秋	―	―	219
	4	西米良村大字村所	旧11／8	―	小豆系	219
	5	西米良村大字竹原字元米良	旧11／8	火の神	―	219
	6	野尻町大字東麓新町	1月5月9月8日	火の神	蜜柑（供）、餅	219
	7	都城市庄内町	11／8	金山	―	219
	8	高崎町大字江平	11／8	―	―	219
	9	宮崎市青島	旧11／8	愛宕？	蜜柑（供）	219
	10	日南市飫肥楠原	11／4	―	―	219
	11	串間市大字奈留	旧11／8	―	―	219
	8	豊後高田市	正月中	―	―	217
	7	日田市	1／2	―	蜜柑（供）、餅	217
	6	佐賀関町	新12／8	―	―	217
	5	玖珠町	旧11／8↓新12／8	―	―	216
	4	日田市	新12／8	―	餅	215
	3	臼杵市	旧11／8	―	蜜柑（供）	214

＊供物の欄の表記は次のとおり。
（供）……供える
（配）……配る
（撒）……撒く

出典一覧

1 『金ケ崎町史』四、岩手県金ケ崎町、二〇〇六
2 岩手県教育委員会『岩手の民俗資料』岩手県教育委員会、一九六六
3 岩手県教育委員会『岩手県の諸職』岩手県教育委員会、一九九一
4 角田町郷土誌編纂委員会『角田町郷土誌』角田町役場、一九五六
5 仙台市編さん委員会『仙台市史』一〇、仙台市、一九九八
6 蔵王町史編さん委員会『蔵王町史』民俗生活編、蔵王町、一九九三
7 気仙沼市史編さん委員会『気仙沼市史』七、宮城県気仙沼市長小野寺信雄、一九九四
8 大河原町史編纂委員会『大河原町史』諸史編、大河原町、一九八四
9 多賀城市編纂委員会『多賀城市史』三、多賀城市、一九八六
10 気仙沼町誌編纂委員会『気仙沼町誌』宮城県本吉郡気仙沼町長、一九五三
11 宮城縣史編纂委員会『宮城縣史』二〇、宮城縣、一九六〇
12 東北歴史資料館『宮城県の諸職』東北歴史資料館、一九九〇
13 『秋田県の諸職—諸職関係民俗文化財調査報告書—』秋田県教育委員会、一九九一
14 浪江町史編集委員会『浪江町史』浪江町教育委員会、一九七四
15 川内村史編纂委員会『川内村史』三、川内村、一九八八
16 梁川町史編纂委員会『梁川町史』一一、梁川町、一九九一
17 富岡町史編纂委員会『富岡町史』三、福島県富岡町、一九八七
18 桑折町史編纂委員会『桑折町史』三、桑折町史出版委員会、一九八九
19 船引町『船引町史』民俗編、船引町、一九八三
20 福島県教育委員会『西郷地方の民俗』福島県教育委員会、一九七〇
21 郡山市『郡山市史』七、郡山市、一九六九
22 相馬市史編纂会『相馬市史』三、福島県相馬市、一九七五
23 塩川町教育委員会塩川町史編さん委員会『塩川町史』七、塩川町、二〇〇五
24 若松市役所『若松市史』上、若松市役所、一九四一
25 常陸太田市編さん委員会『常陸太田市』民俗編、一九七九、常陸太田市役所
26 古河市史編さん委員会『古河市史』民俗編、古河市、一九八三
27 内原町史編さん委員会『内原町史』民俗編、内原町、一九九七
28 『茨城の諸職—諸職関係民俗文化財調査—』茨城県教育委員会、一九八九
29 氏家町史作成委員会『氏家町史』民俗編、氏家町、一九八九
30 真岡市史編さん委員会『真岡市史』第五巻民俗編、真岡市、一九八六
31 佐野市史編さん委員会『佐野市史』民俗編、佐野市、一九七五
32 都賀町史編さん委員会『都賀町史』民俗編、都賀町、一九八九
33 芳賀町史編さん委員会『芳賀町史』通史編民俗、芳賀町、二〇〇四
34 足利市役所『足利市史』下、足利市役所内大給新、一九二九
35 二〇一三、一二筆者調査
36 壬生町史編さん委員会『壬生町史』民俗編、壬生町、一九八五
37 富岡市史編さん委員会『富岡市史・民俗編』富岡市、一九八四
38 大間々町誌編さん室『大間々町の民俗』大間々町誌刊行委員会、二〇〇一
39 伊勢崎市『伊勢崎の職人』伊勢崎市、一九八七
40 二〇一四、一二筆者調査
41 生涯学習課市史編さん室『幸手市史』民俗編、幸手市教育委員会、一九九七
42 朝霞市教育委員会市史編さん室『朝霞市史』民俗編、朝霞市、一九九五
43 蕨市『新修蕨市史』蕨市、一九九四
44 鳩ケ谷市『鳩ケ谷市史』民俗編、鳩ケ谷市、一九八八
45 草加市史編さん委員会『草加市史』民俗編、草加市、一九八七

46 鴻巣市史編さん調査会『鴻巣市史』民俗編、埼玉県鴻巣市、一九九五
47 小川町『小川町の歴史』別編民俗編、小川町、二〇〇一
48 志木市『志木市史』民俗史料編一、志木市、一九八五
49 志木市『志木市史』民俗史料編一、志木市、一九八五
50 入間市史編さん室『入間市史』民俗・文化財編、入間市、一九八一
51 八潮市役所『八潮の民俗資料』一、八潮市役所、一九七九
52 岩槻市役所『岩槻市史』民俗史料編、岩槻市役所、一九八四
53 川口市『川口市史』民俗編、川口市、一九八〇
54 所沢市史編さん委員会『所沢市史』民俗、所沢市、一九八九
55 埼玉県民俗文化センター『埼玉県の諸職―埼玉県諸職関係民俗文化財調査報告書』埼玉県教育委員会、一九八八
56 袖ケ浦市史編さん委員会『袖ケ浦市史』自然・民俗編、袖ケ浦市、一九九九
57 印西市史編さん委員会『印西町史』民俗編、印西町、一九九六
58 流山市立博物館『流山市史』民俗編、流山市教育委員会、一九九〇
58 流山市立博物館『流山市史』民俗編、流山市教育委員会、一九九〇
59 大島町史編さん委員会『東京都大島町史』民俗編、東京都大島町、一九九九
60 東京都中央区役所『中央区史』上、東京都中央区役所、一九五八
61 『糀町区史 全』東京市麹町区役所、一九三五
62 東京都品川区『品川の民俗と文化』東京都品川区、一九七〇
63 江東区『江東区史』中、江東区、一九九七
64 板橋区史編さん調査会『板橋区史』資料編五、板橋区、一九九七
65 亀山慶一他編『大田区史』（資料編）民俗、東京都大田区、一九八三
66 北区史編纂調査会『北区史』民俗編三、東京都北区、一九九六
67 『江戸東京の諸職』上、東京都教育庁生涯学習部文化課、一九九四
68 緑区史編集委員会『緑区史』通史編、緑区史刊行委員会、一九九三
69 藤沢市史編さん委員会『藤沢市史』七、藤沢市役所、一九八〇
70 神奈川県企画調査部県史編集室『神奈川県史』各論編五、神奈川県、一九七七
71 川崎市『川崎市史』別編、川崎市、一九九一
72 城山町『城山町史』四、城山町、一九八八
73 寺泊町『寺泊町史』資料編四、寺泊町、一九八八
74 三条市史編修委員会『三条市史』資料編八、新潟県三条市、一九八二
75 妙高高原町史編集委員会『妙高高原町史』妙高高原町、一九八六
76 村上市『村上市史』民俗編上、村上市、一九八九
77 出雲崎町史編さん委員会『出雲崎町史』民俗・文化財編、出雲崎町、一九八七
78 『新潟県の諸職―諸職関係民俗文化財調査報告書』新潟県教育委員会、一九八九
79 富山県『富山県史』民俗編、富山県、一九七三
80 朝日町『朝日町誌』文化編、一九八四
81 富奥郷土史編纂会『富奥郷土史』富奥農業協同組合、一九七五
82 新修根上町史編纂専門委員会『根上町史』通史編、一九九五
83 大野町史編集委員会『大野町史』大野町史編集委員会、一九七六
84 七尾市史編さん専門委員会『七尾市史』一三、七尾市役所、二〇〇三
85 『石川縣史』五、石川県、一九三三
86 若林喜三郎『鳥屋町史』鳥屋町、一九五五
87 鹿島町誌編纂専門委員会『鹿島町誌』通史・民俗編、石川県鹿島郡鹿島町役場、一九八五
88 林郷土誌編集委員会『林郷土誌』林公民館、一九七八
89 野々市町史編纂専門委員会『野々市町史 民俗と暮らしの事典』石川県野々市町、二〇〇六
90 白峰村史編集委員会『白峰村史』上、白峰村役場、一九六一

91 石川県教育委員会『石川県の諸職—石川県諸職関係民俗文化財調査報告書』石川県教育委員会、一九九一
92 越前町史編纂委員会『越前町史』下、越前町役場、一九七七
93 今庄町誌編さん委員会『福井県今庄町誌』福井県南条郡今庄町、一九七九
94 美浜町誌編纂委員会『わかさ美浜町誌』一、美浜町、二〇〇二
95 福井市『福井市市』資料編一三、福井市、一九八八
96 福井市役所『稿本福井市史』下、福井市役所、一九四一
97 武生市史編纂委員会『武夫市史』民俗編、武雄市役所、一九七四
98 鯖江市史編纂委員会『鯖江市史』資料編一、鯖江市役所、一九七三
99 福井県教育委員会『福井県の諸職—福井県諸職関係民俗文化財調査報告書—』福井県教育委員会、一九九三
100 山梨県教育庁文化課『山梨県の諸職—山梨県諸職関係民俗文化財調査報告書—』山梨県教育委員会、一九八八
101 長野県教育委員会『長野県の諸職—長野県諸職関係民俗文化財調査報告書—』長野県教育委員会、一九九〇
102 静岡県教育委員会『静岡県の諸職—静岡県諸職関係民俗文化財調査報告書—』静岡県教育委員会、一九八九
103 四日市市『四日市市』五、四日市市、一九九五
104 南勢町誌編さん委員会『南勢町誌』三重県度会郡南勢町、一九八五
105 磯部町史編纂委員会『磯部町史』下、磯部町、一九九七
106 鳥羽市史編さん室『鳥羽市史』下、鳥羽市役所、一九九一
107 多気町史編纂委員会『多気町史』通史、多気町、一九九二
108 新旭町誌編さん委員会『新旭町誌』新旭町役場、一九八五
109 与謝郡役所『与謝郡誌』下、名著出版、一九七二
110 大宮町誌編纂委員会『大宮町誌』大宮町役場、一九八二
111 京都府教育庁指導部文化財保護課『伝統の手仕事—京都府諸職関係民俗文化財調査報告書』京都府教育委員会、一九九四
112 豊能町史編纂委員会『豊能町史』本文編、豊野町、一九八七
113 田尻町史編纂委員会『田尻町史』民俗編、田尻町、二〇〇八
114 兵庫県三木市『三木市史』三木市役所、一九七〇
115 都祁村史編纂委員会『都祁村史』中、都祁村史編纂委員会、二〇〇五
116 大塔村史編集委員会『大塔村史』大塔村役場、一九七九
117 池田末則編『菟田野町史』吉川弘文館、一九六八
118 室生村史編集委員会『室生村史』室生村役場、一九六六
119 天理市史編纂委員会『天理市史』天理市史編纂委員会、一九五八
120 南部町史編さん委員会『南部町史』通史編三、南部町、一九九六
121 中津村史編纂委員会『中津村史』通史編、中津村、一九九六
122 和歌山県教育委員会文化財課『和歌山県の諸職—諸職関係民俗文化財調査報告書—』和歌山県教育委員会、一九九一
123 日南町史編纂審議委員会『日南町史』自然・文化、日南町、一九八四
124 八頭郷土文化研究会『八頭郡のくらしと民俗』八頭郡町村会、一九九六
125 新編倉吉市史編集委員会『新編倉吉市史』四、倉吉市、一九九五
126 岩美町誌執筆編集委員会『岩美町誌』下、岩見町、二〇〇六
127 鳥取県立博物館『鳥取県の諸職』鳥取県教育委員会、一九八六
128 『出雲市誌』出雲市、一九五一
129 邑智町企画課『邑智町誌』下、邑智町、一九七八
130 頓原町誌編纂委員会『頓原町誌』民俗・文化、頓原町、二〇〇〇
131 江津市誌編纂委員会『江津市誌』下、江津市、一九八二
132 島根県教育委員会『島根県の諸職—島根県諸職関係民俗文化財調査報告書—』島根県教育委員会、一九九三
133 新見市史編纂委員会『新見市史』通史編下、新見市、一九九一
134 新市町史編纂委員会『新市町史』通史編、広島県芦品郡新市町、二〇〇二

135 上下町史編纂委員会他編『上下町史』民俗編、上下町、一九九一
136 千代田町役場『千代田町史』民俗編、千代田町、二〇〇〇
137 原村史編纂委員会『原村史』下、原村史刊行会、一九六七
138 広島県『広島県史』民俗編、広島県、一九七八
139 広島県安芸郡海田町『海田町史』通史編、広島県安芸郡海田町、一九八六
140 高野町史編集委員会『高野町史』高野町、二〇〇五
141 福山市史編纂会編『福山市史』中、福山市書店組合、一九八三
142 蒲刈町誌編集委員会他編『蒲刈町誌』民俗編、蒲刈町、一九九五
143 広島県教育委員会『広島県の諸職—広島県諸職関係民俗文化財調査報告書』広島県教育委員会、一九九四
144 『阿東町誌』一九七〇
145 『福栄村史』一九六六
146 山口県『山口県史』民俗編、山口県、二〇一〇
147 『大島町史』大島町、一九九二
148 美東町史編さん委員会『美東町史』通史編、美東町、二〇〇四
149 橘町史編集委員会『橘町史』山口県大島郡橘町、一九八三
150 宇部市史編纂委員会『宇部市史』宇部市史編纂委員会、一九六三
151 豊北町史編纂委員会『豊北町史』豊北町役場、一九七二
152 北島町編纂委員会『北島町史』徳島県板野郡北島町、一九七五
153 那賀川町史編さん委員会『那賀川町史』下、徳島県那賀郡那賀川町、二〇〇四
154 近藤辰郎『山城谷村史』山城町役場、一九六〇
155 天羽五百枝『池田町誌』下、徳島県三好郡池田町役場、一九六二
156 徳島県史編さん委員会『徳島県史』六、徳島県、一九六七
157 三好町史編集委員会『三好町史』地域誌民俗編、徳島県三好郡三好町、一九九六
158 石井町史編纂会『石井町史』下、徳島県名西郡石井町、一九九一
159 徳島県板野郡松茂町誌編纂委員会『松茂町誌』下、松茂町誌編纂室、一九七六
160 藍住町史編集委員会『藍住町史』徳島県板野郡藍住町役場、一九六五
161 『名頭郡史』名頭郡自治協会、一九六〇
162 二〇一四．三筆者調査
163 高川原村史編纂委員会『高川原村史』名西郡石井町高川原村史編纂委員会、一九五九
164 『木屋平村史』徳島県麻植郡木屋平村役場、一九七一
165 『応神村郷土誌』徳島県応神村、一九五八
166 三加茂町史編集委員会『三加茂町史』復刻版、一九七三
167 上分上山村誌編集委員会『上分上山村誌』上分上山村誌編集委員会、一九七八
168 浦庄村史編纂委員会『浦庄村史』浦庄村史出版委員会、一九六五
169 『徳島県の諸職—諸職関係民俗文化財調査報告書』徳島県教育委員会、一九八七
170 新修豊浜町誌編さん委員会『新修豊浜町誌』豊浜町、一九九五
171 新修山本町誌編さん委員会『新修 山本町誌』山本町、二〇〇五
172 琴南町誌編纂委員会『琴南町誌』琴南町、一九八六
173 琴平町史編集委員会『町史ことひら』四、琴平町、一九九七
174 豊中町誌編纂委員会『豊中町誌』香川県三豊郡豊中町、一九七九
175 大内町史編さん委員会『大内町史』下、大内町、一九八五
176 仲南町誌編集委員会『仲南町誌』仲南町、一九八二
177 上笠居村公民館『上笠居村史』上笠居村公民館、一九五二
178 新修丸亀市史編集委員会『新修丸亀市史』丸亀市役所、一九七九
179 高松市偏輯『高松市史』高松市、一九三三
180 大野原町誌編集委員会『大野原町誌』香川県三豊郡大野原町、一九五六

181 瀬戸内海歴史民俗資料館『香川県の諸職―香川県諸職関係民俗文化財調査報告書―』香川県教育委員会、一九八九
182 重信町誌編纂委員会『重信町誌』重信町、一九八八
183 愛媛県史編さん委員会『愛媛県史』民俗下、愛媛県、一九八四
184 今治市役所『今治市誌』名著出版、一九七三
185 伊予三島市史編纂委員会『伊予三島市史』上、伊予三島市、一九八四
186 宇和島市誌編纂委員会『宇和島市誌』上、宇和島市、二〇〇五
187 川内町新誌編纂委員会『川内町新誌』川内町、一九九二
188 松山市史編集委員会『松山市史』四、松山市役所、一九九五
189 徳田実『土居郷土誌』土居郷土誌発刊委員会、一九七六
190 愛媛教育会北宇和部会『北宇和郡誌』愛媛教育会北宇和郡、一九一七
191 愛媛県教育委員会文化財保護課『愛媛県の諸職―諸職関係民俗文化財調査報告書―』愛媛県教育委員会、一九九二
192 越知町史編纂委員会『越知町史』高知県高岡郡越知町、一九八四
193 佐川町史編纂委員会『佐川町史』下、佐川町役場、一九八一
194 土佐市史編集員会『土佐市史』土佐市、一九七三
195 高知県幡多郡役所『高知県幡多郡誌』名著出版、一九七三
196 大野見村史編纂委員会『大野見村史』大野見村編纂委員会、一九五六
197 津村久茂『高知県史』上、高知県史編纂会、一九五一
198 『高知県の諸職―諸職関係民俗文化財調査報告書』高知県教育委員会、一九九二
199 宗像市史編纂委員会『宗像市史』通史編四、宗像市、一九九六
200 豊前市史編纂委員会『豊前市史』下、豊前市、一九九一
201 小倉市役所『小倉市史』上、中村安孝、一九七二
202 北九州市史編さん委員会『北九州市史』民俗、北九州市、一九八九
203 『福岡県の諸職―福岡県諸職関係民俗文化財調査報告書―』福岡県教育委員会、一九九〇
204 伊万里市史編さん委員会『伊万里市史』民俗・生活・宗教編、伊万里市、二〇〇五
205 牛津町町史編さん事務局『牛津町史』牛津町、一九九〇
206 佐賀県教育委員会『佐賀県の諸職―諸職関係民俗文化財調査報告書―』佐賀県教育委員会、一九九一
207 『長崎市史』風俗編上、長崎市、一九二五
208 時津町教育委員会他編『時津町郷土誌』時津町、一九七九
209 『長崎県の諸職調査』長崎県教育委員会、一九九〇
210 河内町史編纂委員会『河内町史』柑橘・民俗編、河内町、一九八七
211 『肥後川尻町史』川尻町役場、一九八〇
212 新熊本市史編纂委員会『新熊本市史』別編二、熊本市、一九九六
213 栖本町誌編纂委員会『栖本町誌』栖本町、二〇〇六
214 野津町誌編さん室『野津町誌』下、野津町、一九九三
215 直入町誌刊行編集委員会『直入町誌』直入町誌刊行会、一九八四
216 白杵市史編さん室『白杵市史』下、白杵市、一九九二
217 大分県立宇佐風土記の丘「大分県の諸職」大分県立宇佐風土記の丘、一九八七
218 北川町『北川町史』別編、北川町、二〇〇四
219 宮崎県教育委員会『宮崎県の諸職―宮崎県諸職関係民俗文化財調査報告書―』宮崎県教育委員会、一九八八

【表2】祭日・祭神・供物の変化形とその分布傾向

	祭日				祭神					供物		
	11・8	旧11／8	12・8	旧12／8	金山	金屋子	稲荷	荒神	天目一箇神	みかん	小豆系	餅
岩手			1					1				
宮城	12		1			1	1	7		1	2	2
秋田	1	3	1					2		1		1
福島	6	5				1		4		3	2	1
茨城	5	4			3					1	1	
栃木	4	2	1		5	1	3		1	5	3	4
群馬	2		1		4		1			3	3	1
埼玉	11		11		19		6			12	8	
千葉	1		3		1		1			3	2	1
東京	13		3		3		1			14	6	
神奈川	4		2		4	1	2			4	2	
新潟	6		1		3	1	1				1	
富山	2				1						1	
石川	1		12				1			1	2	1
福井	1		11		1		1			1	2	
山梨	1				1							
長野	2		3		2					2	1	
静岡	4				7					5		
三重	2		1							3	2	
滋賀												
京都	4		2				4			2		1
大阪			1	1						1	1	
兵庫			1				1			1		
奈良	1	1	3		1	1				1	1	1
和歌山	2		1				1	1				
鳥取	4	8	2			10	2			5	1	1
島根	4	1				4						
岡山	1											
広島	5	3	6		1	2	1			3	1	
山口	3	1	5		2		2		3	2		1
徳島	7	7			1		3		5	14	2	1
香川	7	10	1	1			4			3		3
愛媛	6	1	3		3		1		2	3		
高知	4	3	2						1	2		2
福岡	4	3	3		2	1	2		1	3		1
佐賀	2	3	3				1				1	1
長崎	3	1	2				1				1	
熊本	2		1					1		3		1
大分		3	3				1			3		2
宮崎	2	6			1		1			4	1	3

【表3】紀伊国屋文左衛門関係史料

刊行年	タイトル	材木商（大儲け）	みかん（大儲け）	ふいご祭り	遊興	没落	利益還元	金撒き
延享・寛延／一七四四―一七五〇	「諸聞集」	○			○	○		
宝暦／一七六〇頃	「江戸真砂六十帖」	○			○	○		○
安永八年／一七七九	「俳風柳多留」		○		○			○
寛政九年／一七九七桐座初演	「青楼詞合鏡」				○			
文政元年刊／一八一八	「近世奇跡考」	○			○	○		○
文政五年／一八二二	「浮かれ草」		○					
嘉永七―慶応二年／一八五四―六六	「黄金水大尽盃」		○			○		
明治一五年刊／一八八二	「本朝虞初新誌」		○					
明治一五／一八八二	「大尽舞紀文実記」		○					
明治一五年刊／一八八二	「名誉長者鑑」		○		○			○
明治一九年／一八八六	「名誉長者鑑」		○		○			
明治二三／一八九〇	「紀文大尽名誉鑑」	○	○	○	○			○
明治二五年／一八九二	「紀文大尽」	○	○	○			○	